

■2004年1月25日(日)・31日(土)■

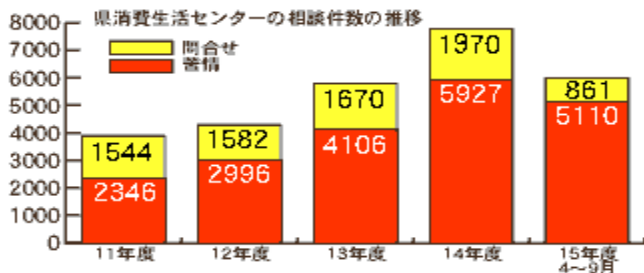
# 世の中、ウマイ話なんて、そうありません ダマされるな! 悪質商法

ヤミ金融、架空請求、訪問販売などに関する苦情相談が、急増しています。

県消費生活センターに寄せられる相談の約30%は、30歳未満の若者が巻き込まれたものです。社会経験の乏しい若者が、悪質商法の標的として狙われています。

県では、7市、警察、県弁護士会などと連携し、「若者電話相談」、「出前講座」など悪質商法被害防止共同キャンペーンを展開しています。

今回は、賢い消費者になって被害を未然に防止するため、若者に被害が多く見られる悪質商法の事例をご紹介します。

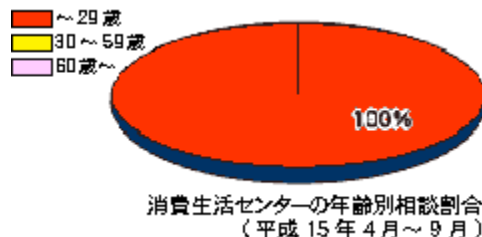


共同キャンペーンのチラシ

## 悪夢のキャッチセールス

街角でアンケートなどを口実に親しげに呼び止めて誘い込むキャッチセールス。少しだけのつもりで話を聞いていると、化粧品、エステ、健康食品など高額な商品の説明が始まります。いつの間にか相手のペースにはまり、ついつい契約させられてしまいます。

知らない人の親しげな言葉、心をくすぐる言葉には、注意が必要です。熱心に勧誘されても、「いらぬものはいらぬ!」とキッパリ断ることが大切です。



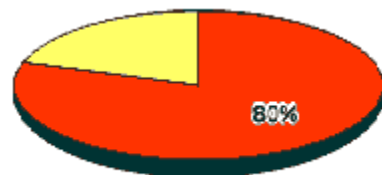
## 恐怖のアポイントメントセールス

街角でアンケートなどを口実に親しげに呼び止めて誘い込むキャッチセールス。少しだけのつもりで話を聞いていると、化粧品、エステ、健康食品など高額な商品の説明が始まります。いつの間にか相手のペースにはまり、ついつい契約させられてしまいます。

知らない人の親しげな言葉、心をくすぐる言葉には、注意が必要です。熱心に勧誘されても、「いらぬものはいらぬ!」とキッパリ断ることが大切です。

### 最近あったコワ〜イ話 -その1-

20歳代のAさんに「至急連絡して」と女性からハガキが届きました。電話するとファミリーレストランで会ってお茶でもとのこと。出向いてみると、「海外旅行に安く行けるし、ブランド品も手に入るのよ。とってもお得。DVD教材を買って入会して」と3時間あまり説明され、根負けして契約してしまいました。



このほか、「プレゼントしますから来てください」「以前契約した会員の脱退手続きをしてあげます」という手口もあります。

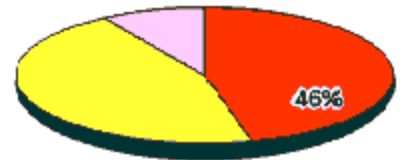
ウマイ話なんてありません。ハッキリ断ってすぐに電話を切ること、呼び出されても行かないことです。

## 危険なマルチ商法

就職難や起業ブームに乗じ、「友達を誘うだけで高額収入に手が届く」「勝ち組に

なるう」などと言葉巧みに勧誘。学生ローンなどで借金をさせて、健康食品、補正下着、インターネット関連商品、浄水器などを買わせませす。

マルチ商法は、いずれ破綻します。友達を巻き込み、大切な友情を失い、あとに残るのは買わされた商品と借金だけ。「絶対もうかる！」なんて話、信じてはいけません。



## 奇怪な不当請求

覚えのない携帯電話の有料サイトなどの請求が、突然、聞いたこともない業者からハガキ、封書、電話、電子メールなどで送られてくる不当請求。

あたかも、債権回収代行業を装うようなケースも増えています。次のお話は、この事例です。

### 最近あったコワ〜イ話 -その2-

#### 会社員Bさんに届いた督促通知書です。

前略、当社は〇〇債権回収管理センターです。このたび、あなたの出会い系サイトの未納代金について債権譲渡を受けました。期限までにご連絡いただけない場合は、裁判所の許可のもと回収員が自宅に直接回収に伺います。不在の場合は、お勤め先に伺い給料等の差し押さえ手続きを行わせていただきます。

この通達書は最終通告です。

※ 近年、債権回収業者を装った悪質な業者による被害が急増していますので注意してください。

放置しておくと、延滞利息・手数料が加算され、請求額がどんどん増えていくなどと脅す手口もあります。

使った覚えもないのに支払うのは、悪質業者の思うツボ。毅然とした態度をとることが必要です。通知があっても無視して、くれぐれも自宅住所や電話番号など新たな個人情報を知られないよう注意してください。



## 困った時はお気軽に!

キャッチセールス、アポイントメントセールス、マルチ商法などの契約をしてしまった場合には、一定期間内であれば自由に契約を解除できるクーリング・オフ制度が活用できます。

また、消費者契約法(※注1)や電子消費者契約法(※注2)には、契約の取り消しや無効を主張できる場合が定められています。

「おかしいな?」「だまされたのでは?」と思ったら、お近くの消費生活センターに早目にご相談ください。

福井県消費生活センター	0776(22)1102
福井県嶺南消費生活センター	0770(52)7830
坂井県民相談室	0776(82)2800
奥越県民相談室	0779(65)1280
南越県民相談室	0778(23)4545
丹生県民相談室	0778(34)1790
敦賀県民相談室	0770(22)0001

相談室は、**県合同庁舎内県民相談室**にあります。

**各市町村**でも相談を受け付けています。

- 無料です。
- 個人の秘密は守ります。

また、

警察の悪質商法110番 ☎0776 (24) 4194  
ツーホーテ ヨイクラシ  
もご利用ください。

契約をするときに、嘘を言ったり、都合の悪いことをわざと隠すなど不適切な勧誘が行われた場合、契約が取り消せることなどを定めた法律。

消費者と事業者が結んだ全ての契約が対象となります。

※注2: 電子消費者契約法 (施行: 平成13年12月25日)

インターネットなどの電子商取引で、事業者が消費者の申込内容などの意思を確認するための適切な措置などを設けていない場合には、契約の無効を主張できることなどを定めた法律。

 **BACK**